

特別会計改革の基本方針

平成 24 年 1 月 24 日
閣 議 決 定

国の会計は、毎会計年度における国の施策を一覧できるよう、単一の会計（一般会計）で一体として経理することが財政の健全性を確保する見地から本来望ましいが、国の行政活動の広範・複雑化に伴い、特定の歳入歳出を区分経理する必要が生じ、その場合に限り、特別会計の設置を認めてきた。

しかしながら、多くの特別会計が設置されることにより、予算全体の仕組みが複雑で分かりにくくなるほか、国民の監視が不十分になって無駄な支出が行われやすいのではないかと、固有の財源により不要不急の事業が行われているのではないかと、更に多額の剰余金等が存在し財政資金の効率的な活用が図られていないのではないかと指摘もなされてきた。

上記の問題意識から、平成 22 年 10 月の行政刷新会議による事業仕分け第 3 弾（特会仕分け）において、すべての特別会計のすべての勘定について、資金の流れのみならず、事業そのものに係る制度の在り方に踏み込んだ検討が行われ、評価結果が示された。また、平成 23 年 11 月の行政刷新会議による提言型政策仕分けにおいても、例えばエネルギー関係予算全体の在り方について、抜本的な見直しを行うべき旨の提言が行われたところである。

区分経理の必要性については、社会経済情勢等の変化を踏まえ、その必要性につき絶えず見直し、検証を行っていくべきであり、事業の目的が達成された場合などは、速やかに当該特別会計やその勘定を廃止し、一般会計に統合すべきである。また、地方譲与税を除く恒久的な税収等は一般会計に計上することとし、国全体の財政状況の総覧性を高めていくべきである。

このような基本的考え方の下、政府としては、事業仕分けの評価結果等を着実に履行するとともに、東日本大震災からの復興及び日本再生という新たな課題への対応という視点も踏まえつつ、以下の方針に基づいて、別紙の工程表に沿って各特別会計の改革を着実かつ積極的に進めるものとする。

(無駄の排除)

特別会計を所管する各府省においては、その財源が国民の貴重な税金等により賄われていることを改めて強く認識し、特別会計における事務・事業の実施に当たっては、引き続き徹底した無駄の排除に取り組む。

(対象事業の柔軟な見直し)

社会経済情勢の変化を踏まえ、対象事業の範囲や内容を柔軟に見直し、国民のニーズに合った予算の編成を行う。

(剰余金の一般会計への繰入)

各特別会計の決算上の剰余金について、積立金に積み立て、又は資金に組み入れる必要がない金額は、現在のきわめて厳しい財政状況に鑑み、毎年度の予算編成に当たって可能な限り一般会計の歳入に繰り入れる。

(積立金等の規模・水準の明確化)

積立金等については、真に必要な規模・水準について再検討を行うとともに、その必要性、積立基準や規模・水準等について、適切な情報開示を行う。

(透明性の向上)

国の財政の姿を国民に分かりやすく公表することが極めて重要であることに鑑み、事務・事業の内容や会計制度について一層の情報開示を行うことにより透明性の向上を図る。

なお、今後の特別会計の新設については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定の趣旨を踏まえ、厳に抑制するものとする。

特別会計改革の工程表

- ① 交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定については、平成 24 年度以降も地方財政計画の適正化・合理化に向けた取組を継続するものとする。

交通安全対策特別交付金勘定は、平成 24 年度末において廃止するものとする。反則金収入は一般会計に受け入れた上で交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れ、適切に資金を配分するものとする。これらを内容とする法案を平成 24 年の通常国会に提出するものとする。
- ② 地震再保険特別会計については、東日本大震災の発生を踏まえ、今後も巨大地震の発生が懸念される中で、国民の安心感を確保することが喫緊の課題となっている現下の状況に鑑み、国以外の主体への移管は行わず存続させるものとする。なお、今回の震災を踏まえ、総支払限度額及び官民保険責任額について早急に改訂を行うとともに、地震保険の商品性についても検討を行うものとする。
- ③ 国債整理基金特別会計については、基金残高について、オペレーショナルリスクの観点も踏まえつつ、国債の早期償還（平成 24 年度においては 3 兆円程度の買入消却による繰り上げ償還）に活用するとともに、その性質及び水準に関する適切な説明・情報開示を行うなど所要の措置を講じるものとする。また、平成 25 年度より、事務費を一般会計へ移管するほか、特別会計に関する法律第 47 条に規定する借換国債（前倒債）の発行収入金についての会計上の整理を行うこととし、平成 24 年の通常国会に法案を提出するものとする。
- ④ 財政投融資特別会計については、財政投融資計画について、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、金融・経済情勢及び東日本大震災からの復興需要も勘案しながら適切に対応するものとする。また、資産・負債管理（ALM）の高度化のための施策を引き続き実施するものとする。
- ⑤ 外国為替資金特別会計については、平成 25 年度より、繰替使用ではなく財投預託金（資産計上）を減額し、それにより政府短期証券（負債計上）を償還することを通じた資産・債務残高の縮減、また、外為特会に留保する剰余金相当額について、円貨資産として保有し続けずに済む等の対応を図る

ものとし、平成 24 年の通常国会に法案を提出するものとする。

- ⑥ エネルギー対策特別会計については、将来における一般会計化も含むエネルギー関係予算全体の在り方について、受益と負担の関係、納税者の理解の観点を踏まえつつ検討するものとする。

電源開発促進税については、原子力安全規制にも活用するために法制度を整備することとし、これを内容とする法案を平成 24 年の通常国会に提出するものとする。

石油石炭税については、再生可能エネルギーの普及促進を強力に推進するため、平成 24 年度中に充当範囲を拡充するための制度を整備する。

- ⑦ 労働保険特別会計については、平成 24 年度以降においても、雇用保険二事業を始め不断の見直しを行い、無駄を排除していくものとする。

- ⑧ 年金特別会計については、平成 24 年度末において国民年金勘定及び福祉年金勘定を統合するものとし、平成 24 年の通常国会に法案を提出する。

- ⑨ 食料安定供給特別会計については、平成 24 年度末において農業経営基盤強化勘定を廃止し、一般会計へ移管するものとする。また、米管理勘定及び業務勘定の備蓄倉庫や庁舎など不用になった国有財産については、公的要望の有無を確認の上、要望がない場合は一般競争入札により売却する。

その上で、食料安定供給特別会計については、平成 25 年度より、農業共済再保険特別会計並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計と統合するものとする。統合に際しては、米管理勘定、麦管理勘定及び調整勘定を統合し、業務勘定については農業共済再保険特別会計並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定と一体化するものとする。これらを内容とする法案を平成 24 年の通常国会に提出するものとする。

- ⑩ 農業共済再保険特別会計については、平成 25 年度より、食料安定供給特別会計並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計と統合するものとする。その際、再保険金支払基金勘定を廃止し、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定及び園芸施設勘定を統合した上で、業務勘定については食料安定供給特別会計並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定と一本化するものとする。これらを内容とする法案を平成 24 年の通常国会に提出するものとする。

- ⑪ 森林保険特別会計については、平成 26 年度中に廃止するものとする。国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い、平成 24 年度中にその結論を得るものとし、これを踏まえ、所要の制度改革を平成 25 年度中に行うものとする。
- ⑫ 国有林野事業特別会計については、平成 24 年度末において廃止し、一般会計へ移管するものとする。ただし、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、国有林野事業債務返済特別会計（仮称）を設置し、当該債務を承継するものとする。これらを内容とする法案を平成 24 年の通常国会に提出するものとする。
- ⑬ 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計については、平成 25 年度より、食料安定供給特別会計及び農業共済再保険特別会計と統合するものとする。その際、漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定及び漁船乗組員給与保険勘定を統合した上で、業務勘定については食料安定供給特別会計及び農業共済再保険特別会計の業務勘定と一本化するものとする。これらを内容とする法案を平成 24 年の通常国会に提出するものとする。
- ⑭ 貿易再保険特別会計については、平成 27 年度末までに廃止し、独立行政法人改革の結果である新法人としての日本貿易保険（NEXI）に移管するものとする。独立行政法人改革の結果を踏まえ、国家の保証等国の関与の在り方、制度・組織の在り方、移管に伴う業務の効率化・スリム化のための方策等について検討し、「日本再生の基本戦略」を踏まえつつ平成 25 年の通常国会に法案を提出するものとする。
- ⑮ 特許特別会計については、平成 24 年度中に庁舎賃料につき移転を含めた削減策の実現を目指すものとする。また、平成 24 年度以降においても、審査の迅速化を進めるとともに、審査・審判業務の国際競争力強化に重点化しつつ、業務効率化及びコスト削減等を通じたガバナンスの強化を継続する。
- ⑯ 社会資本整備事業特別会計については、平成 24 年度末において廃止し、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及び業務勘定は、一般会計に統合するものとする。
- 空港整備勘定については、空港経営改革の取組や、債務の返済状況を見極

めるまでの間、自動車安全特別会計の下に経過勘定を設置し、一般会計と区分して経理するものとする。これらを内容とする法案を平成 24 年の通常国会に提出するものとする。

加えて、空港経営改革を加速させるため、国管理空港等について公共施設等運営権の設定を行えるよう措置するための法案を、平成 24 年の通常国会に提出するものとする。

- ⑰ 自動車安全特別会計のうち自動車検査登録勘定については、自動車検査・登録業務に係る独立行政法人改革の結果である新法人の設立に合わせて平成 27 年度末までに廃止し、一般会計に統合するものとする。自動車検査・登録業務は、独立行政法人改革の結果を踏まえ、独立行政法人の業務と一体化するなど、更なる業務の効率化を含めた新法人設立後の制度の在り方について平成 24 年度中に検討し、平成 25 年の通常国会に法案を提出するものとする。